

## 議案第 6 1 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程(平成 2 0 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「(スポーツ振興センター次長を除く。)」を削り、「主席副参事 スポーツ振興センター所長」を「主席副参事」に改め、同表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を削り、同条第 2 項の表 4 の項中「公民館長 市民体育館長」を「公民館長」に改め、「(市民体育館長にあっては、スポーツ振興センター所長)」を削り、同表 5 の項中「、市民体育館」を削る。

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長」を「図書館長」に改め、「、市民体育館長」を削り、同条第 2 項中「スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長」を「図書館長」に改め、「、市民体育館長」を削る。

第6条の表教育長の項第2号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター所長又は」を削り、同表部長の項第1号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター所長又は」を削り、同項第2号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター次長又は」を削り、同表スポーツ振興センター所長の項を削り、同表課長、スポーツ振興センター次長又は図書館次長の項中「、スポーツ振興センター次長」を削る。

第13条の見出し中「スポーツ振興センター所長等」を「図書館長及び図書館次長」に改め、同条第1項中「スポーツ振興センター所長及び」を削り、同条第2項中「スポーツ振興センター次長及び」を削る。

第14条中「、市民体育館長」を削る。

別表第1 共通決裁事項・専決事項の表8の項第3号イ、第5号イ、第7号イ及び第9号イ中「、主席副参事及びスポーツ振興センター所長」を「及び主席副参事」に改める。

別表第2 教育総務部総務課の表3の項第3号ア中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第8号ウ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第9号オ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第10号ウ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第12号イ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改める。

別表第2 教育総務部生涯学習課の表の次に次のように加える。

教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	(1) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(3) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(4) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市平方スポーツ広場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(3) 上尾市平方野球場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(4) 上尾市平方野球場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(5) 上尾市平塚サッカー場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(6) 上尾市平塚サッカー場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(7) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用を除く。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
3 スポーツに関する事項	(1) スポーツに関する事業計画を決定すること。			○	
	(2) スポーツ推進委員の研修会を企画すること。			○	
	(3) 体育備品を貸し出すこと。				○

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

教育総務部図書館専決事項

事項	事務	図書館長専決	図書館次長専決
1 庶務に関する事項	(1) 公簿を閲覧させること。		○
	(2) 公簿による証明をすること。		○
	(3) 公簿によらない証明をすること。		軽易なもの
	(4) 証明書、許可書等を書き換えし、又は再交付すること。		○
	(5) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をする事。		軽易なもの
	(6) 通知書、督促状、請求書、申請書、申告書、届出書、照会書、依頼書、回答書、事前協議書その他これらに類する書面を受理すること。		○
	(7) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。		○
2 事務分掌に関する事項	(1) 主幹以下の職にある所属職員を図書館のグループに配置すること。		○
	(2) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。		○
	(3) 所属職員の事務の分担を決定すること。		○
	(4) 図書館次長を補佐する職員を指名すること。		○
3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(2) 所属職員の時間外勤務命令をすること。		○
	(3) 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(4) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。		○
	(5) 旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）を発すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(6) 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○

4	情報公開制度及び個人情報保護に関する事項	(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。		○
		(2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと。		○
5	後援名義の使用承認及び教育委員会の教育長賞の交付に関する事項	(1) 後援等名義の使用の承認を行うこと。		定例的な事業に関するもの
		(2) 教育委員会教育長賞の交付の決定を行うこと。		定例的な事業に関するもの
6	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市図書館瓦葺分館集会室の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。		○
7	教育機関の管理に関する事項	(1) 図書館、分館及び公民館図書室の資料を選択すること。		○
		(2) 図書館資料の寄贈及び寄託を受けること。		○
		(3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用団体を登録すること。		○
		(4) 視聴覚教材教具を選択すること。		○
		(5) 視聴覚教育講習会の認定書及び終了書を交付すること。		○
8	教育財産の管理に関する事項	(1) 図書館、分館又は公民館図書室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。	重要なもの	軽易なもの
		(2) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。		○
		(3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。	重要なもの	軽易なもの

備考 この表の図書館長専決の欄及び図書館次長専決の欄のそれぞれの欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、その相当欄の職にある者が専決権限を有することを示す。

別表第4の1の項から3の項までの規定中「、市民体育館長」を削り、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づく市長との協議を踏まえ、教育委員会事務局における組織を廃止し、及び新設するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。